

事務連絡
令和5年8月1日

公益社団法人全国火薬類保安協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長
(契印省略)

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等について
(労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号）関係問答）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等については、「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和5年3月28日付け基発0328第5号。）により、貴会会員の皆さまへの周知及び本改正省令等に基づく荷役作業の安全対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いしたところですが、今般、これまで厚生労働省に寄せられた問い合わせ及びその回答について、別紙のとおり取りまとめたので送付いたします。

会員の皆様への周知等、引き続きご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について
(労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号）関係問答）

1 適用関係

問1 テールゲートリフターは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第5号の4において「第151条の2第7号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。」とされている。テールゲートリフターの操作の業務が新たに特別教育の対象になったが、安衛則に定める「貨物自動車」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証において、用途等の区分が貨物自動車等となっているものや、自家用・事業用の別が事業用（ナンバープレートが緑色のもの等）となっているものに限定されるのか。

答 貨物自動車は、安衛則第151条の2第7号において「専ら荷を運搬する構造の自動車をいう」とされており、自動車検査証の用途区分等、他法令に基づく分類に関わらず適用される。

2 保護帽関係

問2 保護帽着用の対象について、安衛則第151条の74第1項第2号では「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」とされている。この規定は、貨物自動車の荷台の側面のみに係る規定であって、貨物自動車の後部扉については適用されないものと理解して良いか。例えば、引越し作業などで、バンタイプの貨物自動車の後部扉を開けて荷の積み込み作業を行う場合などは適用されないのか。

答 安衛則第151条の74第1項第2号は、荷台の側面について規定しており、荷台の後部について規定しているものではない。

「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和5年3月28日付け基発0328第5号。以下「施行通達」という。）の3

（2）ア（ア）では、「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車を除く。））等は含まれないものであること。」とされており、バンタイプの貨物自動車（ウ

イング車を除く。)の後部扉を開けて荷の積込み作業を行う場合には、同条第1項第2号は適用されない。なお、施行通達の3(2)ウにおいて「荷役ガイドライン第2の2(2)ア⑤に基づき、荷を積み卸す作業においては、墜落による労働者の危険を防止するため保護帽を着用させることが望ましい」とされている。

問3 バンタイプの貨物自動車の中には、側面に扉を有しているものもあるが、これは「荷台の側面が開閉できる構造のもの」に該当するとして保護帽の着用が必要か。

答 施行通達の3(2)ア(ア)では、「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、(略)バン(荷台の四方が囲まれた箱形のもの(ウイング車を除く。))等は含まれないものであること。」とされている。

したがって、基本的にはウイング車以外のバンタイプの貨物自動車については「荷台の側面が開閉できる構造のもの」に該当しないが、荷台の側面に扉を有するバンタイプの貨物自動車(ウイング車を除く。)であって、荷台の側面の扉が後部の扉と比較して明らかに広い範囲で開くものについては、ウイング車と同様に「荷台の側面が開閉できる構造のもの」として取り扱い、保護帽の着用が必要である。

問4 保護帽着用の対象について、安衛則第151条の74第1項第2号では「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上解放できるもの」とされている。施行通達の3(2)ア(ア)により、上記に平ボディ車及びウイング車が含まれるとされているが、ウイング車の荷台の側面を閉じた上で開き止めの措置が講じられている等の場合であっても、ウイング車では保護帽の着用が必要か。

答 労働災害の分析の結果、平ボディ車、ウイング車等において多くの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、こうした車について保護帽着用の対象とされたものである。平ボディ車においてあおりを閉じた場合や、ウイング車においてウイングを閉じた場合であっても、安衛則第151条の74第1項に定める作業を行う場合には、保護帽の着用が必要である。

問5 施行通達の3(1)ウにおいて、「テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められる」とされている。このようにテールゲートリフターを動作させずに単にステップとして使用して荷役作業を行う場合、安衛則第151条の74第1項の「テールゲートリフターを使用するとき」に該当し、保護帽の着用が必要となるか。

答 施行通達の3(2)ア(イ)において、「第151条の74第1項柱書きの「テールゲートリフターを使用するとき」には、(略)テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれず、このような場合においては、同項は適用されないこと。」とされている。

よって、テールゲートリフターをステップとして使用し、荷を積み卸す作業を行う場合は、保護帽の着用が必要である。

問6 テールゲートリフターに載せている荷物を、地面に立って支える者については保護帽の着用が必要か。

答 施行通達の3(2)イでは、「荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。」とされている。地面に立って荷物を支える者について、テールゲートリフターや荷台等の上に乗らないときは、上記の施行通達の場合に該当し保護帽の着用義務は適用されないが、荷が崩れるおそれ等もあることから保護帽の着用が望ましい。

3 特別教育関係

問7 テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を經由して荷台とプラットフォーム（貨物自動車の荷台の高さの荷受け台のこと。以下「プラットフォーム」という。）の間で荷役作業を行う場合に特別教育は必要か。

答 施行通達の3(3)アでは「「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が含まれること。」とされている。

上記の施行通達で示された業務を行わず、単にテールゲートリフター上を經由して荷の積み卸し作業を行うのみである場合には、特別教育を実施する必要はない。

問8 後部格納式テールゲートリフターが設置されている貨物自動車等、テールゲートリフターを開かなければ荷役作業ができない構造の貨物自動車もある。特別教育を受講していない者が当該貨物自動車の後部扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作することは認められるのか。

答 特別教育の対象は、安衛則第36条第5号の4において「テールゲートリフター

(略)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」とされている。また、施行通達の3(3)アでは「テールゲートリフターの操作の業務」には、(略)荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務(略)は含まれないこと。」とされている。

荷の積み卸し作業を伴わず、単に扉を開ける等のためにテールゲートリフターを操作する場合には、上記の定期点検等の業務と同様に特別教育を実施する必要はない。

しかしながら、後部扉を開けた後、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合には、単に扉を開けるためにテールゲートリフターを操作するものではないことから特別教育が必要となる。

問9 プラットフォームが設置され、これに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合、当該テールゲートリフターの動作時に荷は搭載されていないが特別教育は必要か。

答 特別教育の対象は、労働安全衛生規則安衛則第36条第5号の4において「テールゲートリフター(略)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」とされている。

「貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業」は、現にテールゲートリフターの動作時に荷を積載している場合に限るものではない。

プラットフォームに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合、一般的に、その後の作業において当該テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行うものであり、この場合には、安衛則第36条第5号の4の「テールゲートリフター(略)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」に該当し、特別教育の実施が必要である。

4 昇降設備関係

問10 昇降設備には貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むとされている。これにはリーフレット等で示されている「あおり内側回転式ステップ」*は含まれるか。

* あおりの内側に、あおりを下ろした際に回転してステップとなる部分があるもの。

答 施行通達の3(1)ウでは、「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。」とされており、「あおり内側回転式ステップ」も含まれる。

なお、昇降設備の設置は、貨物自動車の荷の積み卸し作業において墜落による危険

を防止するための措置であり、施行通達の3（1）エにあるとおり、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましい。

問 11 貨物自動車の運転席キャビンの後方部分に、キャビン上部に向けて取り付けられているタラップは「貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等」に含まれるか。また、荷台中央下部にある巻き込み防止柵はどうか。

答 昇降設備の設置は、貨物自動車の荷の積み卸し作業における墜落による危険を防止するための措置であり、使用する昇降設備は安全に昇降できるものとする必要がある。

タラップが、荷台又は荷の上面への人の乗降を前提として設置され、安全に昇降できるものと認められる場合には、昇降設備として取り扱って差し支えない。

巻き込み防止柵は、一般的に、荷台又は荷の上面への人の乗降を前提としておらず、強度や踏面の幅が確保されていないこと、滑り止めがないこと等から昇降設備として認められないが、人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面の確保を行う等、昇降設備として安全に昇降できる機能を付与していると認められるものは昇降設備に含まれる。

5 その他

問 12 保護帽の着用について、施行通達の3（2）ウにおいて、「本条が適用されない貨物自動車において、（略）高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用される」とされている。最大積載量2トン未満の貨物自動車の荷台上でシート掛けを行う場合であって、地上からの高さが2メートル以上の場合、安衛則第518条に基づき作業床を設ける等の措置を講じる必要があるか。

答 安衛則第518条では、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならないとされており、貨物自動車の荷台上の作業であっても作業床を設ける等の措置が必要である。

なお、安衛則第518条第2項に規定する「労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等」の「等」には、荷の上の作業等であって、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれること（昭和43年6月14日付け安発第100号、昭和50年7月21日付け基発第415号）との解釈が示されている。

(参考) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)

(作業床の設置等)

第 518 条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

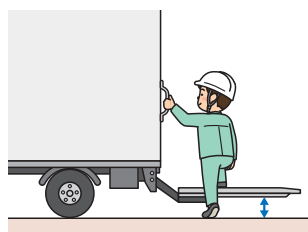
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

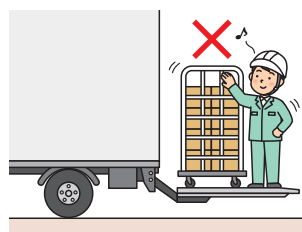
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略不可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識⇒省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識⇒省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

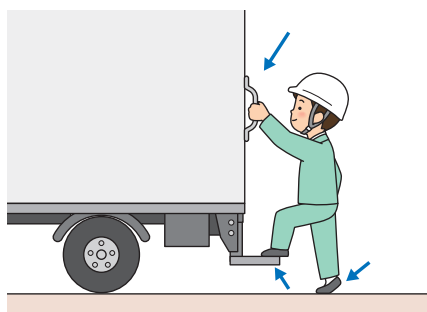
昇降設備の留意事項について



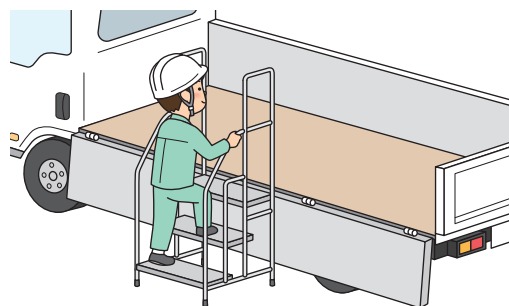
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



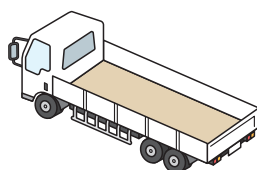
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

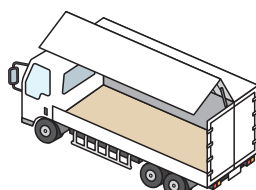
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

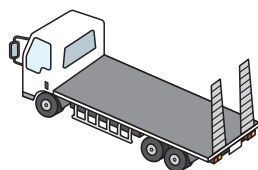


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

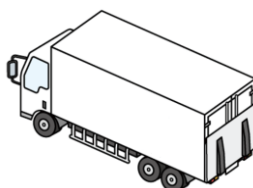


ウイング車



建機運搬車

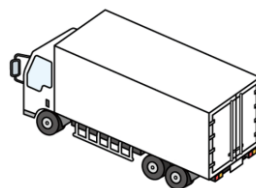
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

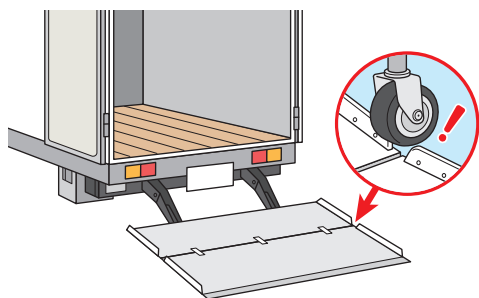


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

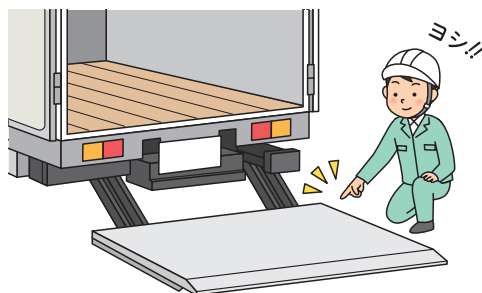
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

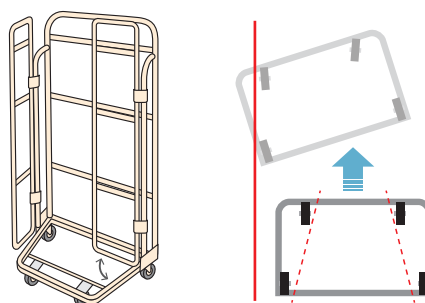
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。
法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の 安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

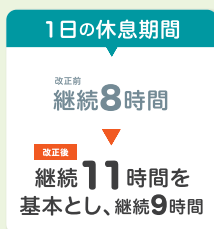
交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、
厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索

